

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者

中央区長

中央区では、公共用物である河川の適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の改正により、河川敷地を利用する際の許可基準が緩和され、河川管理者が指定した都市・地域再生等利用区域（以下「区域」という。）に限り、民間事業者も都市及び地域の再生等を目的とする施設を占用することが出来るようになった事を踏まえ、日本橋川について中央区より区域の指定に係る要望書が提出され、準則に定める要件に該当すると認められるため、準則第22に基づき、下記のとおり都市・地域再生等利用区域を指定します。

1 都市・地域再生等利用区域

（1）指定範囲

一級河川荒川水系日本橋川の河川区域内のうち

東京都中央区日本橋一丁目9番地先

別図に示す区域

（2）指定年月日

令和5年2月7日

2 都市・地域再生等占用方針

（1）区域において占用の許可を受けることができる施設

「遊歩道及びこれと一体をなす施設（準則第22第3項第3号及び第6号）」とする。

（2）許可方針

上記（1）に係る占用にあたっては、下記の条件を付して許可するものとする。

ア 土地の占用及び建築物又は工作物（以下「占用施設」という。）の新築及び変更については、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）、河川法施行令（昭和40年政令第14号）、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）、工作物設置許可基準（平成6年建設省河治発第72号）及びその他関係法令の規定を遵守すること。

イ 法第24条、第26条1項の許可を受けようとする者は、占用施設の設置により河川及び河川管理施設への影響や治水、利水上の支障等を審査する必要があるため、事前に、構造や施工方法について、計画協議及び設計協議を東京都建設局河川部長に行うこと。

- ウ 占用許可の期間は、１０年以内とする。
- エ 本件許可の更新又は変更を申請する場合は、協議会等の地域の合意を図ること。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- オ 占用に伴う危険を防止するため、占用施設の安全管理、施設利用者の安全確保のための必要な措置を講じること。
- カ 洪水、高潮等の緊急時における情報伝達体制（夜間及び休日を含む。）を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講じること。
- キ 洪水、高潮等の緊急時及び河川工事の施工に支障となる場合、占用施設の除去・移転等を行うこと。
- ク 特に緊急性を要する場合、河川管理者による利用や撤去を認めること。
- ケ 日常的な占用施設の維持管理、清掃等及び定期的な点検を十分に実施すること。
- コ 苦情等には、責任と誠意をもって速やかに対処すること。
- サ 占用施設や広告物は、日本橋川の景観に配慮すること。広告物を掲出する場合は、東京都屋外広告物条例（昭和２４年東京都条例第１００号）によること。
- シ 占用施設の利用にあたって、閉鎖する時間帯を設置するときは、協議会等の地域の合意を得た上で、河川管理者と協議を行うこと。
- ス 東京都河川流水等占用料徴収条例（平成１２年東京都条例第９５号）に基づき、河川流水等占用料を納付すること。
- セ 占用施設の廃止、占用許可期間の満了その他の事由によって設置した工作物の用途を廃止したときは、速やかに廃止届を提出し、河川を原状に回復するものとする。
- ソ 本件許可に係る行為の実施に際して他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要となる手続きをとるものとする。
- タ 次に該当するときは、本許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工作物の設置方法の変更若しくは除却、工作物の設置により生じた若しくは生ずべき損害を除却し、若しくは予防するために、必要な措置をとることを命じることがある。
- ① 河川法その他の関係法令に違反したとき。
 - ② 本件許可に付した条件に違反したとき。
 - ③ 本件許可に係る行為若しくは設置した工作物が、河川管理上支障となるとき。
 - ④ その他河川管理者が公益上やむを得ない必要があると認めたとき。
- チ 以上の許可条件のほか、河川管理上必要な条件を付すことがある。

３ 都市・地域再生等利用区域の占用主体

準則第２２第４項第１号に掲げる者とする。

別図(指定区域)

